

河川管理施設機能確保工事
(芦田排水機場ゲート機側操作盤更新)

特記仕様書

令和8年度

千葉県成田土木事務所

第1章 総 則

第1条 適用範囲

- 1 この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 2 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記 仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第2条 工事概要

本工事の内容は次のとおりとする。

- 1 工 事 名 河川管理施設機能確保工事（芦田排水機場ゲート機側操作盤更新）
- 2 工事場所 成田市 芦田
- 3 工事概要 本工事は芦田排水機場の機場ゲート機側操作盤の更新を行うものである。
- 4 工 期 本工事の工期は、契約日の翌日から令和9年3月25日限りとする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	30日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78
うち休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）	54日間
その他の不稼働日	—

第3条 準拠規格

本工事の施工にあたっては、本仕様書によるほか次に示す規格基準等を適用する。

なお、受注者は前項に掲げる規格基準のほか、本工事に関係する法令、規則、基準を遵守しなければならない。

- （1）千葉県土木工事共通仕様書
- （2）電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省）
- （3）千葉県総務部管財課 電気設備指針 - 需要設備編 -
- （4）電気事業法
- （5）電気設備技術基準
- （6）内線規程（日本電気協会）
- （7）電気通信施設設計要領（国土交通省）
- （8）機械工事共通仕様書（案）（国土交通省）
- （9）揚排水ポンプ設備技術基準（国土交通省）
- （10）ダム堰施設技術基準（案）（国土交通省）
- （11）揚排水機場設備点検・整備指針（案）（国土交通省）
- （12）その他関係法規

第4条 工事範囲

本工事の施工範囲は、本仕様書及び図面に表示された範囲とし、以下に記載する機器等の搬入、据付、調整、試験、電力使用前検査等工事に必要な一切を含むものとする。

工事に伴う仕上げ、復旧、仮設、現場施工前の清掃等も本工事に含む。

(1) 機場ゲート機側操作盤更新 一式

本工事は排水機場としての機能を維持しながら行うものとし、工事手順や仮設などに十分に配慮をはらうこととする。施工にあたっては関係部署との連絡を密にし、工事の円滑な進捗に努めること。

第5条 事前調査

受注者は、工事着手に先立ち現況の状況、関連工事その他についての綿密な調査を行い、十分に実状を把握したうえ工事の施工をしなければならない。

第6条 法令・条例の適用

工事施工にあたり、受注者は関係法令・条例等工事の施工に関する諸法令・規則を遵守すると共に、必要とする届出手続き等は受注者がこれを代行する。また、これに要する一切の費用は全て受注者の負担とする。

第7条 工事用の水及び電力

工事の水及び電力は受注者が施設すると共に、水及び電力の使用料金は受注者の負担とする。

第8条 建物等の損傷部の補修

工事施工の際、既設設備を損傷しないよう十分注意すること。もし損傷した場合は発注者の指示に従い受注者の費用で速やかに原型に復旧すること。

第9条 提出図書・図面

受注者は施工計画書及び承諾図を提出し監督職員の承諾を得た後、工事に着手するものとする。また、工事完成後は完成図書及び図面を提出すること。提出は原図（電子納品）及び複写製本したものを2部（事務所用、機場用各1部）とする。

第10条 施工管理

本工事の施工管理は、「千葉県土木工事施工管理基準」、「電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）」によるものとする。なお、立会い施工項目は監督職員の指示による。

第11条 建設副産物

- 1 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- 2 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。

- 3 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。

第12条 環境対策

受注者は、公共事業における環境影響の低減を図るため、環境に配慮した工事の実施計画を施工計画書に記載し、これを実施することとする。

第13条 保険の付保

- 1 本工事については、工事目的物又は工事材料について生じた損害およびその他工事の施工に関して生じた損害（工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときを含む）を次に示す内容で火災保険、組立保険その他の保険に附すること。

- (1) 被保険者 発注者、受注者及びその全下請負人
- (2) 保険金額 請負代金金額
- (3) 保険期間 工事着手のときから工事引き渡しまでの期間

なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。

第14条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
- 2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

- ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
- 3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものと
し、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第2章 整備概要

第1条 施工範囲

本工事は、千葉県成田土木事務所が管理する芦田排水機場の機器整備を目的とし、整備及び更新を行い機能回復していることの確認を行う。

[更新設備概要]

排水機場更新設備

(1) 機場ゲート機側操作盤

○既設仕様

- ・電源：3相3線 200V 50Hz
- ・形式：屋外閉鎖自立形
- ・寸法：W900×D630×H2000
- ・材質：SUS304
- ・板厚：扉 3.0t 扉以外 2.0t
- ・塗装：5Y7/1
- ・出力：0.35kW
- ・製造者：株式会社三山製作所

※配線・配管は既設流用とする。

[工事項目]

(1) 機場ゲート機側操作盤更新 一式

機場ゲートの機側操作盤を更新し、試運転、調整を行う。

第2条 発生材処分

1. 発生材処分先

本工事の発生材の処分先は、次のとおりとする。なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。ただし、搬入先がこれによりがたい場合は、発注者・受注者間で協議し決定するものとする。

- (1) 本工事により発生する混合廃棄物は、運搬距離 24.2 kmのケイエスライン株式会社に搬入処理するものとする。

第3条 工事の実施

1 施工について

- 1) 本工事の実施にあたっては、発注者及び排水機場の運転管理者（根木名川土地改良区）の指示に従い、各種試験を事故のないように実施するものとする。
- 2) 本特記仕様書に示されないもので、施工にあたって欠くことのできない材料及び作業に要する費用は受注者の負担とする。
- 3) 施工に当たっては十分な経験と知識を有する技術者を派遣すること。
- 4) 工事に必要な足場、工具類は受注者の負担とする。
- 5) 再使用する部品はその取扱いに十分注意すること。
- 6) 屋内外を問わず、塵・埃には十分注意を払い、必要に応じて十分な養生を施すこと。

- 7) 関係する各官庁に対する申請・届出・協議については受注者が誠意を持って、遅滞無く処理すること。
- 8) 本工事施工の際、明らかに本工事に起因する機器の故障及び破損が発生した場合は、受注者の負担において速やかに復旧すること。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない